



新津商工会議所

No.310-1 2012年4月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

### 講演会のご案内

日時：4月27日(金) 14:00～15:30

テーマ：「舞台裏からみた政局・政治展望」

～どうなる!?・これからの日本～政策にみる政治・経済のシナリオ～

講師：有馬 晴海 氏（政治評論家）

場所：ホテル美好(新津本町1-2-1)

定員：60名(定員になり次第締め切り)

受講料：無料

主催・申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



### 会費口座振替のご案内

平成24年度分の商工会議所会費および特定商工業者負担金を5月10日(木)にご指定の口座より振替させていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。



安心をお届けする商工会議所共済

### ベストウイズキャンペーン 5/1～6/29まで実施

当所では、会員事業所の福利厚生対策の一環として「**終身医療プライム**」・「**LTTP低払いもどし金型定期保険**」等をお勧めしております。

5・6月の2ヶ月間を特別加入月間として、会員の皆様に制度のご案内やプランのご紹介を致します。この機会に是非ご検討くださいますようお願い致します。

一生涯の医療・介護保障

(「終身医療プライム」・「介護終身保険」・「ガン収入保障保険」)

役員向けの保障と退職金

(「LTTP低払いもどし金型定期保険」・「遡増定期保険」)

### 中小企業PL保険制度のご案内 (生産物賠償責任保険)

- 1, PL保険制度(生産物賠償責任保険)とは。
  - ・事業所が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。
  - ・製造業だけでなく、販売業、飲食業、工事業など幅広い業種が対象です。
  - ・オプションでリコール費用担保特約(事故が発生した場合にリコールを実施することによって支出する費用損害の90%に対して保険金を支払います。)に加入できます。

#### 2, 加入タイプ

型	S型	A型	B型	C型
支払限度額	5,000万円	1億円	2億円	3億円

#### 3, 保険料

- ・業種、前年度売上高、加入タイプにより保険料が算出されます。  
お問い合わせ先：新津商工会議所(TEL:22-0121)

### The FSI Network フレッツ光キャンペーン実施中!

当所が提携しているThe FSI Networkでフレッツ光の料金改定がありました。それに伴い、キャンペーン期間中に新規でNTT社が提供する「フレッツ光」とThe FSI Networkのフレッツ光対応コースとのセットでお申し込みいただいたお客様を対象にキャンペーンを実施しております。

主なキャンペーン内容は下記の通りです。

フレッツ光加入3大特典(キャンペーン内容)

- (1) 商品券(最大10,000円)プレゼント
- (2) プロバイダー料金 最大3ヶ月無料(月額2,100円)
- (3) 出張サポート無料

別途、NTT東日本のフレッツ光月額利用料が発生します。

「フレッツ光」とは、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光ネクスト」および「Bフレッツ」(いずれもインターネット接続サービス)の総称です。お客様にて直接NTT116など、新津商工会議所以外の窓口でお申込になられた場合は、キャンペーン特典の対象となりませんのでご注意ください。

【キャンペーン期間：2012年3月26日～2012年6月30日】

お申込やご不明な点は、新津商工会議所までお問い合わせください。

TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332

### 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	1.65% ~
教育一般資金貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.55%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.85%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店へ(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

### 資金繰り円滑化相談会

中小企業皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

5月 1日(火)・6月 5日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

5月 8日(火)・6月12日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

### 「ねんきんネット」で年金加入記録や 年金見込額を確認できます

平成23年2月末から「ねんきんネット」がスタートし、インターネットを通じて、いつでも自分の年金記録が確認できるようになりました。(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

「ねんきんネット」は、「ねんきん定期便」に記載されるアクセスキーを使って登録をすると、すぐに利用できます。

アクセスキー送付前の場合は、申し込みにより約5日程度で発行されるユーザーID等を用いて利用します。

参照できる年金情報は、次のとおりです。

公的年金加入歴

国民年金保険料納付状況

厚生年金等加入時の会社名・標準報酬月額・標準賞与額

年金見込額(「ねんきん定期便」送付時の額)



### 税制改正のポイント(速報版)

#### 所得税関係

給与所得控除・特定支出控除の見直し

給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に上限が設けられます。

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
現 行	改正案
収入金額 × 5% + 170万円 (上限なし)	245万円を上限とする

**適用時期** 平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

#### 特定支出控除の見直し

特定支出控除制度(特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を、確定申告を通じて給与所得の計算上、給与所得控除に上乗せして控除できる制度)について、特定支出の範囲が拡大されるとともに、適用判定基準の見直しが行われます。

#### (1) 特定支出の範囲の拡大

現行の特定支出の範囲	改正後(特定支出の範囲に追加される支出)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤費</li> <li>・転居費</li> <li>・研修費</li> <li>・資格取得費(弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費を除く)</li> <li>・帰宅旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費</li> <li>・勤務必要経費(職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する制服等の衣服費、職務に通常必要な交際費の合計額で、65万円が上限)</li> </ul>

#### (2) 適用判定基準の見直し

特定支出の額が次の額を超える場合に適用されます。

(役員給与にも適用されます)

現 行	改正案
給与所得控除額	給与等の収入金額1,500万円以下 給与所得控除額 × 1/2
	給与等の収入金額1,500万円超 125万円

**適用時期** 平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。